

別表第9（第6条関係） 清掃施設

1 宅地造成において設置すべき一般廃棄物の集積場（以下「ごみ集積場」という。）の基準は、次のとおりとする。

(1) 設置数

4区画以上にあつては1箇所以上、1から3までの区画にあつては、別に定める基準によること。

(2) 位置

ア 宅地造成地内の道路に面した部分に設置すること。

イ アの道路は、幅員6m以上で、かつ、当該道路とごみ集積場を設置する部分との間に段差がないこと。

ウ 各区画からごみ集積場までの距離が50m以内にあり、収集車が駐停車可能で、かつ円滑にごみ収集作業を行うことができる位置に配置すること。

エ ごみ集積場の間口の両端から外側2mの範囲内に、電柱その他障害物のない位置に配置すること。

オ 交差点から5m以上離れた位置に配置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

カ 道路の勾配が12%以上である場合は、車の出入口等の勾配のない場所に設置すること。

(3) 設備構造

ア ごみ集積場の規模は、区画数の区分に応じ次の表に定める基準によること。

区画数	間口(m)	奥行(m)	床面積(m ²)
4～10	1.5	1	1.5
11～20	2	1.5	3
21～30	3	1.5	4.5
31～40	3	2	6

備考：区画数が41以上の場合は、10区画を増すごとに間口を1m加算する。

イ 床は、コンクリート造りとし、かつ、排水柵をごみ集積場の奥に設けること。

ウ 周囲は、高さが40cm以上のブロック又はコンクリートの壁で囲うこと。

エ 屋根及び扉は、設置しないこと。ただし、これらを設置する必要があると市長が認める場合は、別に定める基準によること。

オ 給水栓を設ける場合は、ごみ集積場の外側に設けること。

カ ごみ集積場に面した道路構造物は、次に定める基準を備えること。

(ア) L型側溝は、縁石の高さを5cm以下にすること。

(イ) U型側溝は、ごみ集積場の床と側溝の天端との間に段差がなく、かつ、ごみ集積場の間口の前面及び当該間口の端から外側各1mの区間に蓋（相当の荷重に耐え得るものに限る。）を設置すること。

(ウ) 歩道は、ごみ集積場の床との間に段差がないこと。

キ 道路に3%以上の勾配がある場合は、道路と接する間口部分の中心から床面をすりつけること。ただし、すりつけ勾配は、10%以内とすること。この場合において、床面の平面部分は、床面積の80%以上とすること。

ク ごみ集積場を10箇所以上設置するときは、アラビア数字で通し番号を明記すること。

2 40戸以下の集合建築物において設置すべきごみ集積場の基準は、次のとおりとする。

(1) 設置数

1棟につき1箇所設置すること。

(2) 位置

ア 敷地内の道路に面した部分に設置すること。

イ アの道路は、幅員6m以上で、かつ、当該道路とごみ集積場を設置する部分との間に段差がないこと。

ウ 屋外に直接通じる主要な出入口からごみ集積場までの距離が50m以内にあり、収集車が駐停車可能で、かつ、円滑にごみ収集作業を行うことができる位置に配置すること。

エ ごみ集積場の間口の両端から外側2mの範囲内に、電柱その他障害物のない位置に配置すること。

オ 交差点から5m以上離れた位置に配置すること。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

カ 道路の勾配が12%以上である場合は、車の出入口等の勾配のない場所に設置すること。

(3) 設備構造

ア ごみ集積場の規模は、建築物1棟の換算戸数の区分に応じ次の表に定める基準によること。ただし、敷地の形状、付近の状況等の事情により、この基準によることが著しく困難な場合で、ごみの収集に支障がないと市長が認めるときは、別に定める基準によることができる。

換算戸数	間口(m)	奥行(m)	床面積(m ²)
4～10	1.5	1	1.5
11～20	2	1.5	3
21～30	3	1.5	4.5
31～40	3	2	6

イ 前項第3号イからクまでに定める基準によること。

3 41戸以上の集合建築物においては、反転式コンテナ収集とし、設置すべきごみ集積場の基準は、次のとおりとする。

(1) 設置数

1棟につき1箇所設置すること。

(2) 位置

ア ごみ収集車が当該建築物の敷地内で円滑に作業を行うことができる位置及び方向に配置すること。ただし、敷地勾配が3%を超える場合は、別に定める基準によること。

イ ごみ集積場の間口の両端から外側2mの範囲内に、電柱その他障害物のない位置に配置すること。

ウ ごみ収集車の出入口に勾配がある場合は、容易に走行できるようにすること。

エ ごみ収集車が建築物の軒下を走行する場合は、天井までの高さを3m以上確保すること。

オ 屋外に直接通じる主要な出入口からごみ集積場までの距離が50m以内にあり、ごみ収集車が駐停車可能で、かつ、円滑に収集作業を行うことができる位置に配置すること。

(3) 設備構造

ア ごみ集積場の規模は、建築物1棟の換算戸数の区分に応じ次の表に定める基準によること。ただし、敷地の形状、付近の状況等の事情により、この基準によることが著しく困難な場合で、ごみの収集に支障がないと市長が認めるときは、別に定める基準によることができる。

換算戸数	間口(m)	奥行(m)	床面積(m ²)	コンテナ数
41～50	5	2	10	5
51～60	6	2	12	6
61～70	6.5	2	13	7
71～80	7	2	14	8

備考:この表に定めのない換算戸数の場合は、別に定める基準によること。

イ コンテナの数は、換算戸数10戸につき1個を基準とすること。

ウ コンテナ容器は、市が指定するものを用いること。

エ 床は、コンクリート造りとし、かつ、排水柵をごみ集積場の奥に設けること。

オ 間口部分は、敷地内に面し、段差を付けずに開放し、周囲を高さ1.2m以上のコンクリートの壁で囲うこと。

カ 給水栓を設ける場合は、ごみ集積場の外側に設けること。

キ コンテナ容器がごみ集積場から出ないようにチェーン等で防止策を講じること。この場合において、間口が5m以上であるときは、中心に固定バリカーを設けること。

4 住居の用及びその他の用途に供する集合建築物にあつては、住居の用に供する部分のごみ集積場とその他の用途に供する部分のごみ集積場を区分すること。

5 付近見取図並びにごみ集積場の設備に係る位置図、立面図、断面図及び構造詳細図を添付すること。